

関係者不在施設における
防火安全対策ガイドライン（案）

令和8年●月

総務省消防庁

関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン

<目次>

1	はじめに.....	1
2	対象とする防火対象物.....	2
3	本ガイドラインの活用方法について.....	3
4	施設の特性と火災危険性の確認.....	6
5	防火安全対策.....	8
	(1) 利用者に対する情報の提供.....	9
	(2) 平時の火災予防.....	10
	(3) 火災発生時の応急対策.....	12
	(4) 教育・訓練.....	16
	(5) デジタル技術等による実効性向上.....	17
6	火災発生時の応急対策に係る検証.....	18
7	防火安全対策の充実・強化.....	21
	(参考1) 取組事例紹介.....	23
	(参考2) 関係法令.....	25

1 はじめに

近年、新たな技術を用いて労働人口減少等の様々な課題の解決に取り組む社会的な動きが加速しており、施設関係者が常駐することなくサービスを提供する事業形態が見られるようになってきています。

このような施設関係者が不在となる施設（以下「関係者不在施設」という。）において、火災の発生を未然に防止するとともに、火災時の被害を最小限に防ぐための防火安全対策が十分にとられていない場合、消火、通報及び避難をはじめとした初動対応が遅れ、大きな人的被害につながるおそれがあります。

このため、消防庁では、消防法令上火災発生時の人命危険性が高い施設として位置づけられている宿泊施設について、「令和6年度予防行政のあり方に関する検討会」において防火安全対策の検討を行い、主に防火管理のソフト面に係る事業者の取組をとりまとめた「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」（以下「宿泊施設ガイドライン」という。）を策定しました。本年度は、対象を拡大し、関係者が不在となる各種の業態の防火安全対策について、「令和7年度予防行政のあり方に関する検討会」において検討を行い、宿泊施設ガイドラインの内容を包含する形により、「関係者不在施設における防火安全対策ガイドライン」をとりまとめました。

あらゆる事業所の管理権原者は、消防法第25条の規定に基づき、消防隊が到着するまでの間、初期消火や延焼拡大の防止、人命の救助を行うことが求められます。加えて、消防法第8条の規定に基づき防火管理の義務が生じる事業所の管理権原者については、平時における火気管理、消防用設備等や避難施設等の維持管理、自衛消防の組織の整備、従業員への教育・訓練とともに、火災等の発生時における消火活動、通報連絡及び避難誘導の適切な実施に関する防火管理上の責任を果たすことが求められます。

このことを踏まえ、関係者不在施設の管理権原者におかれましては、本ガイドラインを活用し、各施設の潜在的な火災危険性を確認のうえ、消防計画の作成や教育・訓練を行い、防火安全対策に万全を期するようお願いいたします。

また、本ガイドラインのほか、関係法令や他の指導指針に基づき必要とされる事項についても確認し、関係者不在施設の安全確保に取り組まれますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、近年見られる主な関係者不在施設の状況を踏まえて作成したものであり、今後の運営形態の変化や多様化等の状況に応じ、適宜検討を行っていく予定です。

2 対象とする防火対象物

本ガイドラインは、消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物のうち、営業時間中に施設関係者が不在となる時間帯があるものを対象とします※1。

※1 小規模な施設であって、利用者が立ち入ることが想定される場所のすべてにおいて、避難口を容易に見通し、かつ、識別できるものについては対象外とします。

本ガイドラインにおいて主に想定している関係者不在施設の例は以下のとおりです。

- インターネットカフェ
 - カラオケボックス
 - ホテル・旅館
 - 簡易宿所
 - 民泊
 - コンビニエンスストア
 - 冷凍食品販売店
 - 屋内ゴルフ練習場
 - 書店
 - 衣料品店
 - 貸し会議室
 - ワーキングブース
 - レンタル収納スペース
 - トレーニングジム
 - サウナ
- など

上記に例示しているもの以外の関係者不在施設についても、本ガイドラインに示す考え方を参考に、利用者の属性も勘案したうえで施設の特性や危険性を確認し、個別的・具体的な防火安全対策を検討し消防計画に反映させましょう。

例えば、インターネットカフェ、カラオケボックスなどの個室利用型施設は、間仕切り等の内部構造等により火災の発生に気づきにくいことや、熱・煙の滞留がしやすい、通路が狭いといった特徴を持つ施設が多く、これにより利用者の避難に支障が生じる危険性があります。ホテル・旅館、民泊などの就寝を伴う施設については、就寝中は火災に気づきにくいことから、火災の覚知が遅れ、避難が困難になる危険性があります。

関係者不在施設については、火災発生時の現場における一次的な初動対応を施設関係者が行うことができないことに伴う潜在的な危険性を有していると考えられます。

なお、関係者不在とはならないまでも省人化を進めている施設で、消火、通報及び避難誘導等の効果的な自衛消防活動に配慮する必要がある場合※2について、本ガイドラインに準じた防火安全対策を講じましょう。

※2 施設関係者により火災を想定した訓練を実施の上、当該施設関係者による対応が手薄となる初動対応（初期消火、消防機関への通報、避難誘導）について、本ガイドラインに示す対策により実効性を確保しましょう。

手薄となる初動対応	取り入れる対策
初期消火	表3-1、表3-2、表3-5、表3-6、表3-7
消防機関への通報	表3-1、表3-2、表3-3、表3-6、表3-7
避難誘導	表3-1、表3-2、表3-4、表3-6、表3-7

3 本ガイドラインの活用方法について

平時における火災予防及び火災発生時における対応を的確に行うためには、消防法第8条に基づき防火管理を実行性の高いものとするのが重要です。本ガイドラインは、施設の具体的な火災危険性を管理権原者や防火管理者が理解し、それに対応した効果的な防火安全対策を消防計画に盛り込み、これを実行することで、防火安全対策を施設特性に応じたものとするを目的としています。

本ガイドラインは、下図の流れに沿って利用します。各手順における具体的な活用方法は、次ページをご覧ください。

なお、施設内のレイアウトの変更があったなど、必要に応じて消防計画を見直しましょう。

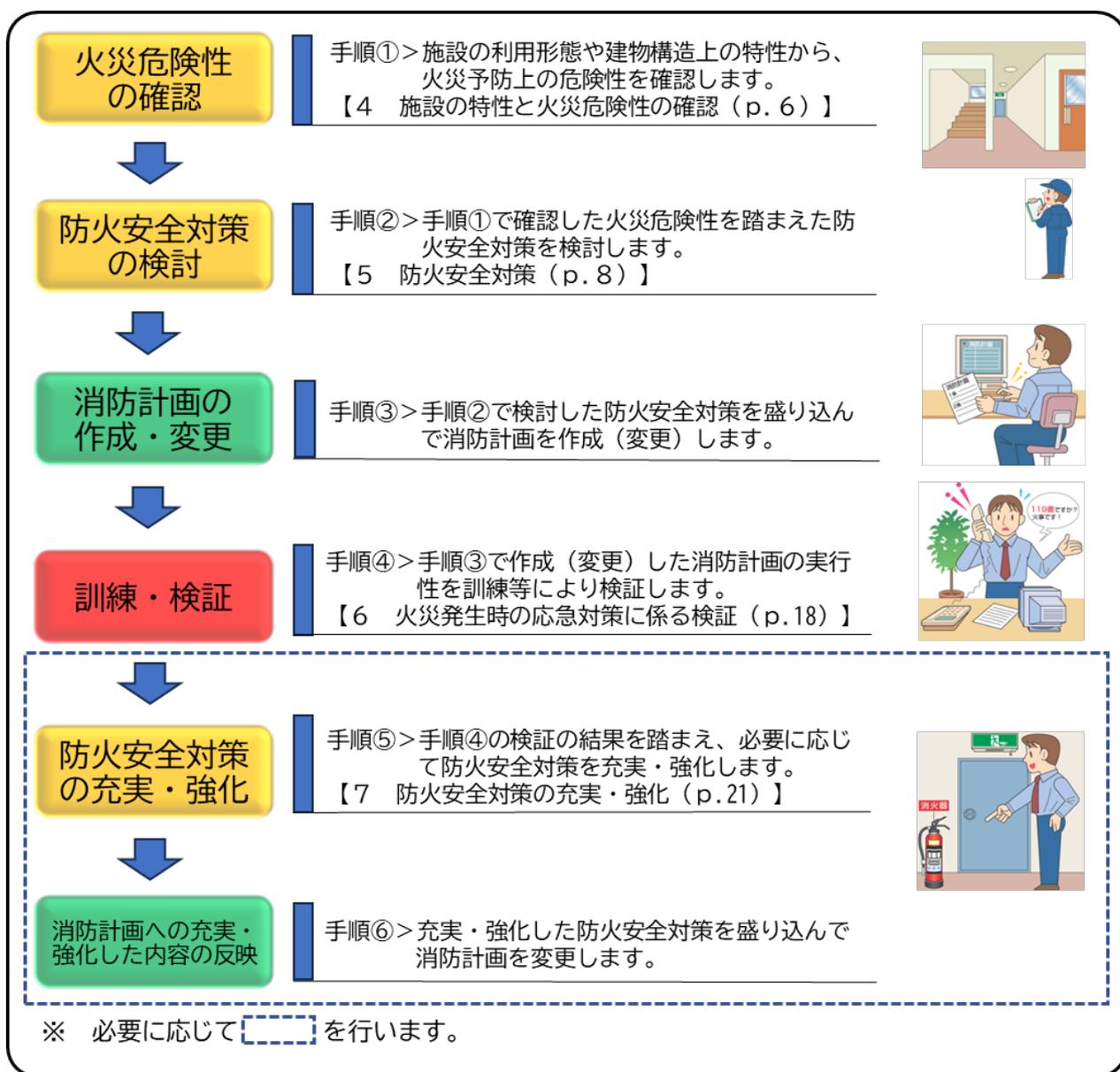


図 本ガイドラインの活用の流れ

3 本ガイドラインの活用方法について

<手順①> 施設の特性と火災危険性の確認

「4 施設の特性と火災危険性の確認」により、あてはまる火災危険性を確認します。
 該当する特性がある場合には、「該当 四」欄にチェックを入れ、具体的な危険性の説明と火災危険性を確認します。

<活用例>

〈表2 施設に潜在する火災危険性の確認〉 ●…特に重視すべき危険性

種別	該当 四	火災危険性に関する特性（例）	火災危険性			施設（例）
			延焼危険	避難困難	の火災遅れ	
施設の	<input checked="" type="checkbox"/>	商品や段ボールなど、可燃物が多い ➤ 可燃物が延焼経路となり早期に延焼拡大する危険性があります。	●			コンビニエンスストア
	<input checked="" type="checkbox"/>	調理器具の使用や喫煙など、火気の使用がある。 ➤ 火気の管理が適切に行われていない場合、出火の原因となる危険性があります。		●		（各施設に共通）

具体的な危険性の説明

火災危険性を確認

※チェックの数が多いほど、施設に潜在する火災危険性は一般的に高い傾向となります。

<手順②> 防火安全対策の検討

手順①の確認結果を踏まえ「5 防火安全対策」により、消防計画に取り入れる防火安全対策を検討します。

<活用例>

〈表3-1 利用者に対する情報の提供〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
➤ 施設関係者が不在となる旨やその時間帯についての施設情報を、利用者に周知しましょう。なお、施設の利用開始時に周知するほか、事前予約が可能である施設の場合には、予約時等にも周知することが適切と考えられます。 ● <<メモ>>① 具体的な対策はメモを参考に検討	<input checked="" type="checkbox"/>
➤ 表3-2～表3-6に示す平時の火災予防対策、火災発見時の応急対策など各対策のうち、利用者に対して周知が必要な事項については、利用開始時等にあらゆる手段を用いて周知しましょう。 ● <<メモ>>①	<input checked="" type="checkbox"/>

※手順①のチェックの数が多いほど、手厚い防火安全対策が必要となります。

取り入れる対策にチェック

<手順③> 消防計画の作成・変更

手順②において取り入れることとした防火安全対策を盛り込んで、消防計画を作成（変更）します。消防計画には、より具体的な取組の内容について記載することが重要です。

ホテル〇〇〇消防計画

<消防計画の記載例>

第〇 利用者に対する情報提供

利用者の安全を確保するため、本施設の予約が完了した際の予約完了メールにおいて、利用者に対し施設従業員が不在となる旨を周知することとする。

【予約完了メールで周知する内容】

本施設は、お客様がご利用の間、従業員が不在となる時間帯がございます。
地震や火災などの災害が発生した場合には従業員がすぐに駆けつけますが、それまでの間、お客様自身で身の回りの安全を確保していただくことが必要です。ご利用の前には、こちらのメールに添付するリーフレットを参照の上、施設の避難経路や消火器などの防災機器の使用方法について、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

具体的な内容を記載する



<手順④> 訓練・検証

「4 施設の特性と火災危険性の確認」において、表2（施設に潜在する火災危険性の確認）で出火・延焼拡大のしやすさ、避難行動の障害、火災発生時の覚知の遅れといった火災危険性が1つでも確認された場合には、手順③により作成した消防計画の実効性を確認するため、「6 火災発生時の応急対策に係る検証」に示す手順で検証を行います。

<手順⑤> 防火安全対策の充実・強化

手順④で行った検証の結果等により、消防計画に見直すべき点があった場合は、「7 防火安全対策の充実・強化」により、防火安全対策の充実・強化を行います。

<手順⑥> 消防計画への充実・強化した内容の反映

手順⑤により充実・強化した防火安全対策については、その内容を盛り込んで消防計画を変更します。

ホテル〇〇〇消防計画

<消防計画の記載例>

第〇 火災発生時の対応

(1) 避難誘導

避難誘導担当は、遠隔監視場所において火災を覚知したのち、遠隔アナウンスシステムを活用し、利用者の避難指示を行う。
また、遠隔操作にて、すべての避難口の解錠操作をする。

強化した防火安全対策を具体的に記載する



4 施設の特性と火災危険性の確認

施設の消防計画を実効性のあるものとするためには、まず、その施設の特性と潜在的な火災危険性を理解しておく必要があります。

表2は、施設の利用形態や建物構造上の特性から、出火・延焼拡大のしやすさ、避難行動の障害、火災発生時の覚知の遅れといった火災危険性を把握するためのものです。防火管理者は、自らが管理する施設が「火災危険性に関する特性」欄に掲げる特性を持つ場合には「該当 」欄にチェックを入れましょう。この把握した火災危険性を基に、次項「5 防火安全対策」により、消防計画に盛り込む内容を検討します。

関係者不在施設においては、施設関係者が不在であることによる火災発生時の消防機関への通報、初期消火、避難誘導などの初動対応の遅れにより、これらの火災危険性が一層増すおそれがあることから、施設の状況に応じて防火安全対策の充実・強化を図ることが重要となります。

なお、この表2に示された項目以外にも火災危険性がある場合には、その内容を勘案して消防計画を作成（変更）しましょう。

〈表2 施設に潜在的な火災危険性の確認〉

●…特に重視すべき危険性

種別	該当 <input checked="" type="checkbox"/>	火災危険性に関する特性（例）	火災危険性			施設（例）
			延焼 危険性	避難 困難	火災 覚知 の遅れ	
施設の利用形態	<input type="checkbox"/>	商品や段ボールなど、可燃物が多い ➤ 可燃物が延焼経路となり早期に延焼拡大する危険性があります。	●			コンビニエンスストア
	<input type="checkbox"/>	調理器具の使用や喫煙など、火気の使用がある。 ➤ 火気の管理が適切に行われていない場合、出火の原因となる危険性があります。	●			（各施設に共通）
	<input type="checkbox"/>	高出力の電気機器を使用している ➤ ドライヤー、ランニングマシンなどの管理・取扱いが適切に行われていない場合、出火の原因となる危険性があります。	●			（各施設に共通）
	<input type="checkbox"/>	不特定の人が利用する ➤ 利用者が施設に不案内で、避難経路がわからず、パニックになる危険性などがあります。		●		インターネットカフェ カラオケボックス 宿泊施設
	<input type="checkbox"/>	多数の人が利用する ➤ 多数の人が避難口に滞留し、避難が遅れる危険性があります。		●		（各施設に共通）

種別	該当 ☐	火災危険性に関する特性（例）	火災危険性			施設（例）
			延焼 危険	出火 危険	避難 困難	
施設の利用形態	☐	利用者が就寝のために利用する ➤ 就寝中は火災に気づきにくいことから、火災の覚知が遅れ、初動対応が遅れる危険性があります。			●	宿泊施設 インターネットカフェ
	☐	アルコールの提供がある ➤ 利用者が酩酊状態となることにより、正常な判断が出来なくなるなど、火災覚知の遅れや避難に支障が生じる危険性があります。		●	●	インターネットカフェ カラオケボックス 宿泊施設
	☐	脱衣状態で利用することが考えられる ➤ 着衣のため、利用者の避難が遅れる危険性があります。			●	サウナ
	☐	入退出管理用のセキュリティ機器により出入口が施錠されている ➤ セキュリティシステムにより出入口が施錠されていることにより、火災発生時に避難が困難になる危険性があります。			●	トレーニングジム 貸し会議室
建物構造	☐	木造の建物である ➤ 早期に延焼拡大する危険性があります。	●			（各施設に共通）
	☐	地上に通じる階段が1か所のみである ➤ 避難経路が限られることから、多数の利用者が避難口に滞留するなど、避難が遅れる危険性があります。		●		（各施設に共通）
	☐	避難経路が複雑である ➤ 最短の避難経路がわからず、利用者の避難が遅れる危険性があります。		●		（各施設に共通）
	☐	狭い個室が複数ある ➤ 間仕切り等の内部構造等により火災の発生に気づきにくいほか、熱・煙が滞留しやすく、通路が狭いため利用者の避難に支障が生じる危険性があります。		●	●	インターネットカフェ カラオケボックス

5 防火安全対策

関係者不在施設において、その特性に応じて、火災時の利用者等の安全を守るために有効と考えられる防火安全対策を以下の(1)~(5)に示します。

「4 施設の特性と火災危険性の確認」により把握した、施設に潜在する火災危険性を踏まえ、具体的な防火安全対策を検討しましょう。

(1) 利用者に対する情報の提供

利用者に対し、必要な情報を確実に提供することが必要です。特に、火災発生時に、どのように火災情報や避難誘導案内等が伝達されるのかをあらかじめ利用者に理解してもらうことが重要となります。(表3-1)

(2) 平時の火災予防

関係者不在施設は、施設関係者の対応が常駐の場合に比べて遅くなることが考えられるため、火災の発生を未然に防ぐための対策が大変重要になります。

表2 (p. 6、7) において確認した火災危険性を踏まえ、平時の火災予防 (表3-2) に関する防火安全対策を講じましょう。

(3) 火災発生時の応急対策

施設関係者が不在である時間帯に火災が発生した場合において、利用者等の安全を確保するためには、施設の特性を踏まえた効果的で確実な応急対策を講じる必要があります。

表2 (p. 6、7) において確認した火災危険性を踏まえ、早期覚知と通報 (表3-3)、避難誘導 (表3-4)、初期消火 (表3-5) について対策を講じるほか、消防隊への避難状況等の情報提供 (表3-6) についても対策を講じましょう。

(4) 教育・訓練

火災発生時に適切な対応行動をとることができるよう、定期的な教育・訓練を実施しましょう。訓練では、前(3)で取り入れた対策の効果等を確認しましょう。(表3-7)

(5) デジタル技術等による実効性向上

上記(1)~(4)の対策の実効性を高めるためには、自衛消防活動や利用者の避難に有効となるデジタル技術の活用も考えられます。

(1) 利用者に対する情報の提供

関係者不在施設において、火災の被害を最小限にするためには、利用者に施設関係者が不在であることや、火災発生時の初動対応をあらかじめ理解してもらうことが必要です。表3-1を踏まえ、具体的な対策を講じる必要があります。

〈表3-1 利用者に対する情報の提供〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
<p>➤ 施設関係者が不在となる旨やその時間帯についての施設情報を、利用者に周知しましょう。なお、施設の利用開始時に周知するほか、事前予約が可能である施設の場合には、予約時等にも周知するよう努めましょう。</p> <p>💡 ≪メモ≫①</p>	□
<p>➤ 表3-2～表3-6に示す平時の火災予防対策、火災発見時の応急対策など各対策のうち、利用者に対して周知が必要な事項については、利用開始時等にあらゆる手段を用いて周知しましょう。</p> <p>💡 ≪メモ≫①</p>	□

💡 ≪メモ≫

- ① 利用者が、施設関係者が不在であることを認知しないまま利用することも考えられます。利用者の安全を確保するため、施設の利用開始前にも周知するなど、施設の形態に応じた周知方法を決めておきましょう。

また、火災時の応急対策に関する情報については、見やすさ、聞き取りやすさ、わかりやすさに配慮したものとすることが重要です。

【周知方法の例】

（施設利用開始前の周知）

- ・ ホームページ上に掲載する。
- ・ インターネットでの予約時に Web ページにおいて示す。
- ・ 予約確認メールのメッセージにあわせて記載する。
- ・ 会員登録の際に明示する。

（施設利用開始時の周知）

- ・ 利用規約に明記する。
- ・ 施設利用の受付（入館）の時に、施設案内や受付用端末のディスプレイなど、利用者の見やすい箇所に掲示する。
- ・ 避難経路とともに利用スペースに掲示する。
- ・ 利用スペース（客室等）や受付などに備えつけるリーフレットに記載する。
- ・ 利用スペース（客室等）に設置されているディスプレイに表示する。

(2) 平時の火災予防

関係者不在施設においては、火災を起こさないようにするための平時からの取組が極めて重要です。表2（施設に潜在する火災危険性の確認）でチェックした項目を考慮の上、表3-2に示す対策を着実に実施する必要があります。

〈表3-2 平時の火災予防〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
➤ 喫煙ルールについて利用者への周知を徹底しましょう。	<input type="checkbox"/>
➤ 火気を使用する調理器具やレンジフードの清掃を行いましょう。	<input type="checkbox"/>
➤ 火気使用器具や電気機器の適切な取扱い方法について利用者に周知しましょう。💡 ‹‹メモ››②	<input type="checkbox"/>
➤ 電気機器・配線などの定期的な点検を行いましょう。💡 ‹‹メモ››②	<input type="checkbox"/>
➤ コンセント周りの定期的な清掃を行いましょう。💡 ‹‹メモ››②	<input type="checkbox"/>
➤ 放火防止のため、ごみ置場の施錠など可燃物を適切に管理しましょう。	<input type="checkbox"/>
➤ 延焼拡大を防ぐために防災製品を使用しましょう。 💡 ‹‹メモ››③	<input type="checkbox"/>
➤ 速やかな避難を確保するため、避難経路を適切に維持管理しましょう。💡 ‹‹メモ››④	<input type="checkbox"/>

💡 ‹‹メモ››

- ② 電気機器・配線からの出火が多く発生していることから、取扱いについての注意喚起を行う対策を講じましょう。また、暖房器具との接触による出火防止を図ることも重要です。

【注意喚起の例】

- ・リチウムイオン電池は、破損・膨張などの異常のある場合は使用しない。
- ・リチウムイオン電池は、熱くなる場所に放置しない。
- ・火気使用器具や電子レンジで調理中はその場から離れない。
- ・電気機器などは、取扱説明書に従って使用する。

【点検のポイント】

- ・テーブルタップは定格容量以内で使用し、水や異物が入りやすい場所では使用しない。
- ・定期的にコンセント、プラグを点検・清掃し、プラグが抜けかけていないか確認

する。

- ・電源コードに重いものが載っていないか確認する。
- ・電源コードは束ねずに使用し、折れ曲がりがないか確認する。
- ・電子レンジ内をこまめに清掃する。

③ 防災製品とは、一定の基準以上の防災性能を有し、消防法に規定された防災対象物品（カーテン、じゅうたん等）以外の衣類、寝具類などの繊維製品であり、火災予防上その使用が推奨されるものです。

④ 定期的な巡回のほか、遠隔監視により管理する方法があります。チェックリストを用いて記録しておくなど、確実な管理を行いましょう。

【チェック項目の例】

- ・階段に物が置かれていないか
- ・避難通路は避難が容易に行える状態となっているか
- ・防火戸の閉鎖に障害となるものが置かれていないか
- ・避難器具の降下場所（バルコニーなど）に障害物が置かれていないか

(3) 火災発生時の応急対策

火災発生時には、火災の早期覚知と通報、避難誘導、初期消火、消防隊への情報提供といった一連の応急対策を迅速・的確に実施することが必要となります。関係者不在施設の特性上、施設側及び利用者側双方の対策を実効あらしめるものとするための工夫や配慮が特に求められます。

ア 早期覚知と通報

表3-3は、火災発生時の早期覚知と119番通報に関する対策です。施設側が火災発生時に対応するため自衛消防に係る対策と、利用者が火災発生時に安全に行動するための対策に分けて示しています。

表2（施設に潜在する火災危険性の確認）でチェックした項目を考慮の上、具体的な対策を講じる必要があります。

〈表3-3 早期覚知と通報〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
<p>【施設側の自衛消防に係る対策】</p> <p>➤ 火災を早期に覚知し、速やかに消防機関に通報することができるよう、情報通信技術を活用する等して必要な体制を構築しましょう。</p> <p>💡 ≪メモ≫⑤</p>	□
<p>【利用者が安全に行動するための対策】 💡 ≪メモ≫⑥</p> <p>➤ 利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における消防機関への通報に係る協力をあわせて周知しましょう。</p>	□

💡 ≪メモ≫

⑤ 表2で「出火危険」や「延焼危険」にチェックが入った場合には、早期覚知と速やかな通報のため、以下の方法を取り入れるなど、施設の実態に応じた体制を構築しましょう。

- ・ 自動火災報知設備の遠隔移報装置を経由して通報する方法
- ・ 遠隔監視（共用部に設置したカメラ）等により関係者が早期に火災を覚知し通報する方法
- ・ 自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置する方法^{※3}

⑥ 「(1) 利用者に対する情報の提供」の一環として、施設の利用開始時においても周知しましょう。（p.9参照）

※3 自動火災報知設備と火災通報装置を連動させて通報することについては、消防機関により運用が異なる場合があるため、事前に管轄する消防機関と協議してください。

イ 避難誘導

表3-4は、火災発生時の避難誘導に関する対策です。

表3-3と同様、施設側と利用者側の対策に分けて示しています。

表2（施設に潜在する火災危険性の確認）でチェックした項目を考慮の上、具体的な対策を講じる必要があります。

〈表3-4 避難誘導〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
<p>【施設側の自衛消防に係る対策】</p> <p>➤ 火災が発生した際、利用者に対して直ちに避難を促すことができる体制を構築しましょう。💡 ‹‹メモ››⑦</p> <p>➤ 入退出管理用のセキュリティ機器により出入口が施錠されている場合、火災が発生した際に出入口の施錠を速やかに解除する対策を講じましょう。💡 ‹‹メモ››⑧</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>
<p>【利用者が安全に行動するための対策】💡 ‹‹メモ››⑨</p> <p>➤ 利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知しましょう。💡 ‹‹メモ››⑩</p> <p>➤ 利用者にわかりやすく避難経路を周知しましょう。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

💡 ‹‹メモ››

- ⑦ 表2で「避難困難」や「火災覚知の遅れ」にチェックが入った場合には、利用者に対して避難を促す対策として、以下の方法を取り入れるなど、施設の実態に応じた避難誘導対策を講じましょう。
- ・ 施設の放送設備などで遠隔からのアナウンス等により避難を呼びかける方法
 - ・ 自動火災報知設備と連動して施設のデジタルサイネージにより避難を呼びかける方法
- ⑧ 自動火災報知設備と連動して施錠を解除する方法等があります。
- ⑨ 「(1) 利用者に対する情報の提供」の一環として、施設の利用開始時においても周知しましょう。利用スペース（客室等）の見やすい箇所に、避難経路図を掲示する方法等があります。（p.9参照）
- ⑩ 利用者の安全を確保した上で、初期消火や消防機関への通報に協力するようあわせて周知しましょう。

5 防火安全対策

ウ 初期消火

表3-5は、火災発生時の初期消火に関する対策です。

表3-3と同様、施設側と利用者側の対策に分けて示しています。

表2（施設に潜在する火災危険性の確認）でチェックした項目を考慮の上、具体的な対策を講じる必要があります。

〈表3-5 初期消火〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
【施設側の自衛消防に係る対策】 > 火災を早期に覚知し、速やかに消火活動することができる体制を構築しましょう。💡 <<メモ>>⑪	□
【利用者が安全に行動するための対策】 💡 <<メモ>>⑫ > 利用者に対し、火災発生時は身の安全を確保し、避難を最優先とするよう周知するとともに、安全確保の範囲内における初期消火に係る協力をあわせて周知しましょう。 > 消火器等の設置位置や使用方法を周知しましょう。💡 <<メモ>>⑬	□ □

💡 <<メモ>>

⑪ 表2で「出火危険」や「延焼危険」にチェックが入った場合には、当該場所の周辺に消火器を増設することも検討しましょう。また、これに加えて「避難困難」や「火災覚知の遅れ」に複数チェックが入るなど、人命危険が特に高いと考えられる場合には、自動消火設備の設置など更なる対策の充実・強化を検討しましょう。

なお、火災の状況により、避難誘導を優先して対応することが必要となるなど、その場の状況に応じた対応をとる必要があります。

⑫ 「(1) 利用者に対する情報の提供」の一環として、施設の利用開始時においても周知しましょう。(p. 9参照)

⑬ 消火器等を利用者が速やかに使える場所に設置することが重要です。



<利用者による初期消火のイメージ>

エ 消防隊への情報提供

表3-6は、通報により駆けつけた消防隊への情報提供に関する対策です。

火災が発生した場合、現場に到着した消防隊は、その建物の在館者数や避難の状況などを確認します。関係者不在施設では、施設関係者が現場に駆けつけて消防隊に情報を提供することになります。できるだけ早期に駆けつけられる体制や、消防隊が活動上必要とする情報を提供できる体制を整備する必要があります。

〈表3-6 消防隊への情報提供〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
> 施設関係者は、現場に到着した消防隊に情報提供することができるよう、火災を早期に覚知し、駆けつける体制を構築しましょう。 💡 <<メモ>>⑭	□
> 速やかに出火場所、避難者や逃げ遅れた者の氏名等の情報を収集し、消防隊へ情報提供を行うための要領を定めておきましょう。	□
> 消防隊が、現場で施設側に連絡をとる際の緊急連絡先を明確にしておきましょう。	□

💡 <<メモ>>

- ⑭ 駆けつけた施設関係者が避難の状況を把握するため、屋外の安全な場所を利用者の一時避難場所として定め、その旨をあらかじめ利用者に周知しておくことも考えられます。



〈消防隊への情報提供のイメージ〉

5 防火安全対策

(4) 教育・訓練

関係者不在施設の場合、基本的に遠隔から覚知、通報、避難誘導等の一次的対応を行うとともに、現場に駆けつけて被災状況の確認、避難者のフォロー、消防隊への情報提供を行うこととなるため、これらの対応に十分習熟していることが必要となります。表3-7を踏まえ、従業員に十分な教育・訓練を行うことが重要です。

〈表3-7 教育・訓練〉

防火安全対策	消防計画 チェック欄
➤ 施設に関係者がいる時間帯と不在となる時間帯の双方を想定し、それぞれの時間帯における対応者に対し、施設の実情に即した教育・訓練を実施しましょう。💡 ‹‹メモ››⑮	□

💡 ‹‹メモ››

⑮ 以下の例を参考に、施設の実情に即した教育・訓練を実施しましょう。また、訓練の結果を記録し、反省点を踏まえた改善策を講じるとともに、その内容を消防計画に反映させましょう。

- ・ アルバイトを含めた全ての従業員（特に採用後間もない従業員）に対する教育・訓練の体制を確立する。
- ・ 定期的に実地訓練を行い、行動を定着させる。
- ・ 施設関係者が不在となる時間帯を想定し、火災の発生を覚知したのち、速やかに現場へ駆けつけ、応急対策を行う訓練を実施する。
- ・ 遠隔監視による火災覚知を想定した応急対策訓練を実施する。
- ・ 全ての従業員に対して実地訓練をすることが難しい場合には、教育・訓練の手法として時間や場所を限定しないオンラインによる研修や動画視聴などを取り入れる。
- ・ 従業員の目につきやすい場所に応急対策手順を記したものを掲示するなど、日頃から視覚的に意識を高める。



〈オンラインによる教育のイメージ〉

(5) デジタル技術等による実効性向上

ア 前記(1)～(4)の対策においては、デジタル技術を活用し、自衛消防活動や利用者の避難の実効性向上を図ることが重要です（例：自衛消防活動支援アプリ、自動火災報知設備と連動した館内のデジタルサイネージなど）。

イ 外国人来訪者や障害者等の利用が想定される施設においては、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（平成 30 年 3 月 29 日策定）に示す取組を進めることが重要です。

【消防庁ホームページ】

URL <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-3.html>



<外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び
避難誘導に関するガイドラインに示す避難指示の取組例>

6 火災発生時の応急対策に係る検証

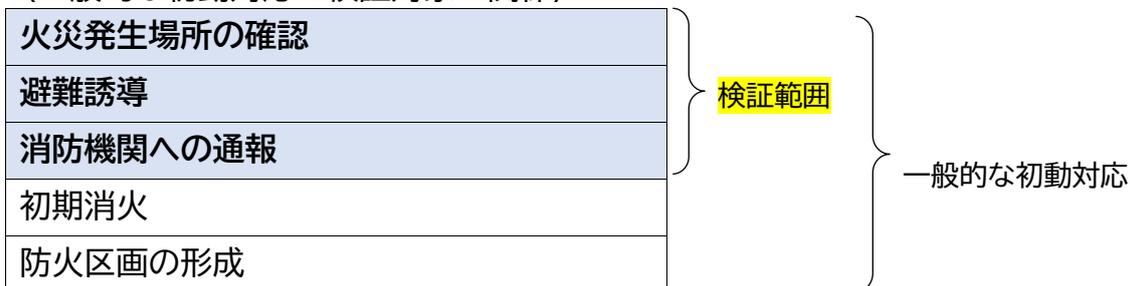
火災発生時の一般的な初動対応としては、「火災発生場所の確認」、「避難誘導」、「消防機関への通報」、「初期消火」、「防火区画の形成」などがあります。関係者不在施設においては、利用者の避難安全を確保するため、消防計画に盛り込んだ火災時の応急対策が実効性のあるものか否か確認することが特に重要となります。

本マニュアルにおいては、避難安全の確保に配慮する必要がある施設を対象とし、自衛消防の組織がとるべき初動対応のうち、「火災発生場所の確認」、「避難誘導」及び「消防機関への通報」の対応が完了するまでの目標時間を定め、検証を行う場合の例を示しています。ただし、施設全体にスプリンクラー設備が設置されている場合又はスプリンクラー設備を設置することを要しない構造等^{※4}に該当する場合は、検証の対象外とします。

なお、「火災発生場所の確認」、「避難誘導」及び「消防機関への通報」以外の行動についても対応できるよう、本ガイドラインに示す対策を講じることが必要です。定期的な訓練の機会に合わせて検証を実施するなど、防火安全対策が有効に機能するか確認しましょう。

※4 消防法施行規則第12条の2及び同第13条の規定により、スプリンクラー設備の設置を要しないものをいう。

〈一般的な初動対応と検証対象の関係〉



(1) 検証の実施方法

ア 以下に示す対応行動が目標時間内に完了できるかを検証します。

① 火災発生場所の確認

警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備等）の作動後、火災の発生場所を確認します。

② 避難誘導

警報設備の作動に続いて、利用者に対して①放送による呼びかけ、または、②警報設備以外の音声による周知等を行います（①、②については遠隔からの機械操作による呼びかけ等を含む）。

なお、避難誘導は、関係者不在施設の実態を踏まえたものとしませんが、原則として出火区画の避難誘導を優先し、次に隣接している区画、火災階の上階の避難誘導を行い、その後に下階の避難誘導を行きましょう。

③ 消防機関への通報^{※5}

消防機関への模擬通報を行います。

なお、検証における時間の測定は、電話機により119番を押下するまでとします。

※5 火災通報装置と自動火災報知設備の作動が連動されている場合は、省略することが出来ます。

イ 目標時間の考え方

一般的に火災発生の際に感知器が作動してから早ければ2分程度で、出火室は盛期火災に至るおそれがあるとされています。

盛期火災に至るまでに、利用者を安全な場所まで避難させることができるか確認しましょう。

目標時間は、下図に示す考え方を参考とし、施設ごとに設定しましょう。

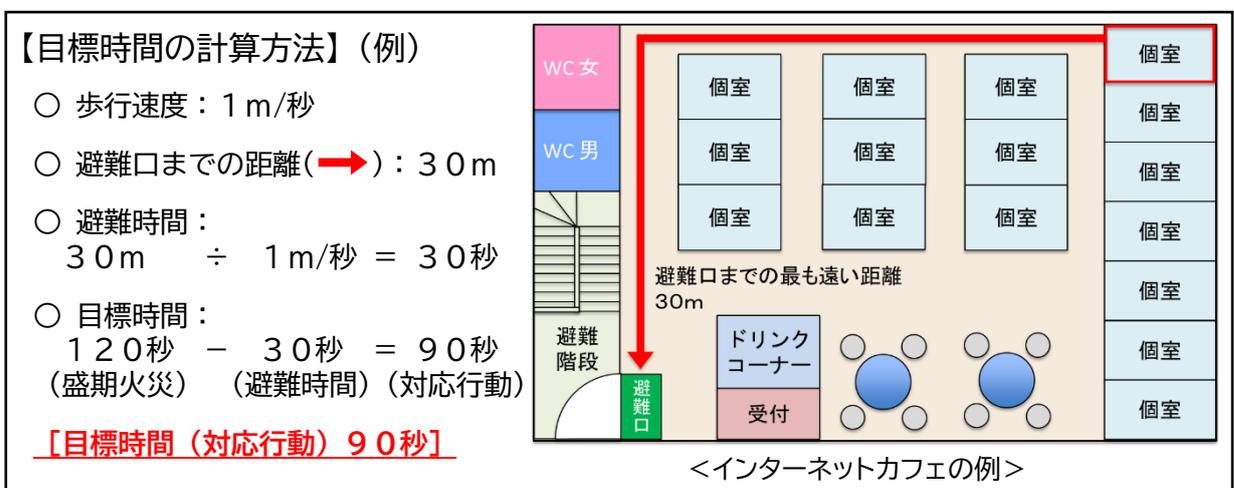


図 目標時間の設定例

6 火災発生時の応急対策に係る検証



(2) 検証結果の振り返り

前(1)「検証の実施方法」により検証した結果、目標時間内に対応行動が完了できない場合^{※8}には、次頁の「7 防火安全対策の充実・強化」を参考として、防火安全対策の充実・強化を図りましょう。

※8 繰り返し訓練を行い、目標時間内に対応行動が完了できない場合を含む。

7 防火安全対策の充実・強化

「6 火災発生時の応急対策に係る検証」により、目標時間内での対応行動が完了しない場合には、関係者不在施設における利用者の安全を確保するため、以下のような対応策を追加する等して、目標時間内に対応行動を完了できるようにしましょう。

このほか、定期的な訓練等において把握した要改善点についても、対策の見直しを行うことが重要です。

(1) 防火管理体制（ソフト面）の充実・強化（例）

- ア 常駐勤務者を配置する
- イ 警備会社等へ火災の初動対応に係る防火管理業務を一部委託する

(2) 設備等（ハード面）の充実・強化（例）

- ア 放送設備のスピーカーを各利用スペース（客室等）に設置
利用者に対し、いち早く避難を促すことができるよう、放送設備のスピーカーを各利用スペースに設置する。
- イ 遠隔からのアナウンスにより利用者へ避難を促すための機器を導入
利用者に対し、いち早く避難を促すことができるよう、遠隔からのアナウンスにより利用者へ避難を促すための機器を導入する。（p.23 参照）
- ウ 自動火災報知設備と連動したデジタルサイネージを設置
利用者に対し、いち早く避難を促すことができるよう、自動火災報知設備と連動したデジタルサイネージを各利用スペースに設置する。
- エ 自動火災報知設備の遠隔移報装置を設置
自動火災報知設備の作動を遠隔で覚知し、消防機関への通報等ができるよう自動火災報知設備の遠隔移報装置を導入する。（p.23 参照）
- オ 遠隔監視設備（カメラ等）を設置
自動火災報知設備が作動する前に、施設内の異常にいち早く気づき、素早い初動対応を行うことができるよう、遠隔監視設備を設ける。（p.23 参照）



<遠隔監視のイメージ>

7 防火安全対策の充実・強化

カ 自動火災報知設備と連動した火災通報装を設置

事前に管轄する消防機関と協議の上、自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置する。(p.23 参照)

キ 自動消火装置を設置

火災が発生した場合に人手によらず消火を行い、利用者の安全を確保することができるよう、スプリンクラー設備などの自動消火装置を各利用スペースに設置する。(p.23 参照)

ク その他

上記に示す対策のほか、火災の早期覚知、利用者への的確な情報伝達、早期避難の確保を目的とした新たな技術を導入することも考えられます。

(参考1) 取組事例紹介

関係者不在施設における取組事例を以下に記載していますので、それぞれの関係者不在施設における防火安全対策向上の参考にしてください。

1 防火管理体制の構築について

- (1) 火災発生時の初動対応（消火・通報・避難誘導）は、同建物内にある24時間営業の施設（コンビニエンスストア）の従業員が行うこととして、同施設運営事業者と委託契約を締結している。【宿泊施設】
- (2) 施設の清掃中に火災が発生した場合の初動対応（消火・通報・避難誘導）は、清掃会社の職員が行うこととして、同清掃会社と委託契約を締結している。【宿泊施設】
- (3) 事業所の本部から店舗内の映像を確認できるカメラを設置するとともに、店舗入口に端末を設置し、事業所の本部と双方向通信ができる環境を整えている。【インターネットカフェ】
- (4) 火災発生時は、近くの系列店（従業員あり）から従業員が駆けつける体制を構築している。【宿泊施設】

2 避難対策

- (1) 防犯カメラに設置されているマイク機能により、利用者に火災の発生を知らせる仕組みを導入している。【一時休憩所】
- (2) 施設の出入口は平時には施錠されているが、自動火災報知設備の作動と同時に開錠される仕組みを導入しており、事業所の本部からの操作で遠隔解錠も可能としている。【インターネットカフェ】

3 消防機関への通報

- (1) 消防機関と協議の上、自動火災報知設備の作動と連動して119番通報する火災通報設備を設置している。【宿泊施設】
- (2) 自動火災報知設備の遠隔移報装置により、自動火災報知設備の作動状況が事業所の本部でも確認できる仕組みを導入しているほか、各店舗の監視カメラの映像により火災を覚知し119番通報する体制を構築している。【インターネットカフェ】

4 初期消火対策

スプリンクラー設備が設置されている建物にテナント入居することとしている。【書店】

5 訓練

- (1) 消防訓練（火災または地震）を法令で定める最低限の回数よりも多く実施することとしている。【宿泊施設】
- (2) 実働する訓練のほか火災を想定した机上訓練を定期的に行っている。【レンタルオフィス】

(参考1) 取組事例紹介

6 平時の火災予防

- (1) 建物内は、全館禁煙としている。【宿泊施設】
- (2) 火気器具等は使用しないこととしている。【宿泊施設】
- (3) 熱源となりえる機器は使用しないこととしている。【インターネットカフェ】

(参考2) 関係法令

○消防法〔抄〕(昭和二十三年七月二十四日 法律第百八十六号)

〔防火管理者〕

第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- ② 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- ③ 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
- ④ 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- ⑤ 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

〔避難上必要な施設等の管理〕

第八条の二の四 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

〔防災対象物品の防災性能〕

第八条の三 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防災対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

- ② 防災対象物品又はその材料で前項の防災性能を有するもの（第四項において「防災物品」という。）には、総務省令で定めるところにより、前項の防災性能を有するものである旨の表示を付することができる。
- ③～⑤ 〔略〕

(参考2) 関係法令

[火災発見の通報]

第二十四条 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

② すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

[応急消火義務者]

第二十五条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

② 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

③ 火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

○消防法施行令〔抄〕(昭和三十六年三月二十五日 政令第三十七号)

(防火管理者を定めなければならない防火対象物等)

第一条の二 法第八条第一項の政令で定める大規模な小売店舗は、延べ面積が千平方メートル以上の小売店舗で百貨店以外のものとする。

2 法第八条第一項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうち別表第一(一)項から(十五)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。この場合において、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

3 法第八条第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一に掲げる防火対象物(同表(十六の三)項及び(十八)項から(二十)項までに掲げるものを除く。次条において同じ。)のうち、次に掲げるもの

イ 別表第一(六)項ロ、(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物(同表(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数(以下「収容人員」という。)が十人以上のもの

ロ 別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項イ、八及び二、(九)項イ、(十六)項イ並びに(十六の二)項に掲げる防火対象物(同表(十六)項イ及び(十六の二)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。)で、収容人員が三十人以上のもの

ハ 別表第一(五)項ロ、(七)項、(八)項、(九)項ロ、(十)項から(十五)項まで、(十六)項ロ及び(十七)項に掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの

- 二 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が五十人以上のものうち、総務省令で定めるもの
 - イ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方メートル以上である建築物
 - ロ 延べ面積が五万平方メートル以上である建築物
 - ハ 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上である建築物
- 三 建造中の旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。）で、収容人員が五十人以上で、かつ、甲板数が十一以上のものうち、総務省令で定めるもの
- 4 収容人員の算定方法は、総務省令で定める。

（防火管理者の責務）

- 第三条の二 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。
- 2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。
 - 3 防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。
 - 4 防火管理者は、消防の用に供する設備、消防用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

（避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物）

- 第四条の二の三 法第八条の二の四の政令で定める防火対象物は、別表第一に掲げる防火対象物（同表（十八）項から（二十）項までに掲げるものを除く。）とする。

（防災防火対象物の指定等）

- 第四条の三 法第八条の三第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十二）項ロ及び（十六の三）項に掲げる防火対象物（次項において「防災防火対象物」という。）並びに工事中の建築物その他の工作物（総務省令で定めるものを除く。）とする。
- 2 別表第一（十六）項に掲げる防火対象物の部分で前項の防災防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されるものは、同項の規定の適用については、当該用途に供される一の防災防火対象物とみなす。
 - 3 法第八条の三第一項の政令で定める物品は、カーテン、布製のブラインド、暗幕、じゅうたん等（じゅうたん、毛せんその他の床敷物で総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）、展示用の合板、どん帳その他舞台において使用する幕及び舞台において使用する大道具用の合板並びに工事用シートとする。
- 4・5 〔略〕

(参考2) 関係法令

別表第一（第一条の二―第三条、第三条の三、第四条、第四条の二の二―第四条の三、第六条、第九条―第十四条、第十九条、第二十一条―第二十九条の三、第三十一条、第三十四条、第三十四条の二、第三十四条の四―第三十六条関係）

(一)	<p>イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 <input type="checkbox"/> 公会堂又は集会場</p>
(二)	<p>イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（一）項イ、（四）項、（五）項イ及び（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</p>
(三)	<p>イ 待合、料理店その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 飲食店</p>
(四)	<p>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</p>
(五)	<p>イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> 寄宿舍、下宿又は共同住宅</p>
(六)	<p>イ 次に掲げる防火対象物 (1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）（i）において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（（1）に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（（2）に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所 <input type="checkbox"/> 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第四項に規定する老人短</p>

	<p>期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p> <p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）</p> <p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労選択支援、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援若しくは同条第十八項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>二 幼稚園又は特別支援学校</p>
(七)	<p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</p>

(参考2) 関係法令

(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの □ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	イ 工場又は作業場 □ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場 □ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの □ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階（（十六の二）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(十七)	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建築物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車

備考

- 一 二以上の用途に供される防火対象物で第一条の二第二項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が（一）項から（十五）項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。
- 二 （一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物が（十六の二）項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。
- 三 （一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が（十六の三）項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、（一）項から（十六）項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- 四 （一）項から（十六）項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が（十七）項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、（一）項から（十六）項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものと

みなす。

○消防法施行規則〔抄〕(昭和三十六年四月一日 自治省令第六号)

(収容人員の算定方法)

第一条の三 令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、次の表の上欄に掲げる防火対象物の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める方法とする。

防火対象物の区分		算定方法
令別表第一 (一) 項に掲げる防火対象物		<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 従業者の数</p> <p>二 客席の部分ごとに次のイからハまでによつて算定した数の合計数</p> <p>イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・四メートルで除して得た数(一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>ロ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を〇・二平方メートルで除して得た数</p> <p>ハ その他の部分については、当該部分の床面積を〇・五平方メートルで除して得た数</p>
令別表第一 (二) 項及び (三) 項に掲げる防火対象物	遊技場	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 従業者の数</p> <p>二 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数</p> <p>三 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・五メートルで除して得た数(一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</p>
	その他のもの	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 従業者の数</p> <p>二 客席の部分ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計数</p> <p>イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場</p>

(参考2) 関係法令

		<p>合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・五メートルで除して得た数(一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>□ その他の部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数</p>
令別表第一(四)項に掲げる防火対象物		<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 従業者の数</p> <p>二 主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数</p> <p>イ 飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数</p> <p>ロ その他の部分については、当該部分の床面積を四平方メートルで除して得た数</p>
令別表第一(五)項に掲げる防火対象物	イに掲げるもの	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 従業者の数</p> <p>二 宿泊室ごとに次のイ及びロによつて算定した数の合計数</p> <p>イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数</p> <p>ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を六平方メートル(簡易宿所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、三平方メートル)で除して得た数</p> <p>三 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによつて算定した数の合計数</p> <p>イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を〇・五メートルで除して得た数(一未満のはしたの数は切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>ロ その他の部分については、当該部分の床面積を三平方メートルで除して得た数</p>
	ロに掲げるもの	<p>居住者の数により算定する。</p>
令別表第一(六)項に掲	イに掲げるもの	<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p>

掲げる防火対象物		<p>一 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数</p> <p>二 病室内にある病床の数</p> <p>三 待合室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数</p>
	口及びハに掲げるもの	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。
	二に掲げるもの	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。
令別表第一（七）項に掲げる防火対象物		教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。
令別表第一（八）項に掲げる防火対象物		従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（九）項に掲げる防火対象物		従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（十一）項に掲げる防火対象物		神職、僧侶りよ、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（十）項及び（十二）項から（十四）項までに掲げる防火対象物		従業者の数により算定する。
令別表第一（十五）項に掲げる防火対象物		従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を三平方メートルで除して得た数とを合算して算定する。
令別表第一（十七）項に掲げる防火対象物		床面積を五平方メートルで除して得た数により算定する。
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条の六第一項第一号若しくは第二号又は第十八条第三十八項第一号若しくは第二号の規定による認定（以下この項及び第三条第一項において「仮使用認定」という。）を受けたもの		<p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 仮使用認定を受けた部分については、当該仮使用認定を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数</p> <p>二 その他の部分については、従業者の数</p>
令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物（前項に掲げるものを除く。）及び同項第三号に掲げる防火対象物		従業者の数により算定する。

(参考2) 関係法令

2 令別表第一(十六)項及び(十六の二)項に掲げる防火対象物については、令第一条の二第四項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。

(防火管理に係る消防計画)

第三条 防火管理者は、令第三条の二第一項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物及び同項第二号に掲げる防火対象物(仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。)

イ 自衛消防の組織に関すること。

ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。

ハ 消防用設備等又は法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等(以下「特殊消防用設備等」という。)の点検及び整備に関すること。

ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。

ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。

ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。

ト 防火管理上必要な教育に関すること。

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。

ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

二 令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物(仮使用認定を受けたもの又はその部分を除く。)及び同項第三号に掲げる防火対象物

イ 消火器等の点検及び整備に関すること。

ロ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること。

ハ 火気の使用又は取扱いの監督に関すること。

ニ 工事中に使用する危険物等の管理に関すること。

ホ 前号イ及びトからヌまでに掲げる事項

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

2 防火管理上必要な業務の一部が当該防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)及び関係者に雇用されている者(当該防火対象物で勤務している者に限る。第四条第一項第二号、第二十八条の三第四項第二号ハ及び第二十九条第二号において同じ。)以外の者に委託されている防火対象物にあつ

ては、当該防火対象物の防火管理者は、前項の消防計画に、当該防火管理上必要な業務（法第十七条の三の三の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等についての点検を除く。以下この項において同じ。）の受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地。第四条第一項第二号において同じ。）並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法を定めなければならない。

- 3 その管理について権原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物の防火管理者は、第一項の消防計画に、当該防火対象物の当該権原の範囲を定めなければならない。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域（以下「強化地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和三十五年政令第三百八十五号）第四条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十三号に規定する施設（同法第六条第一項に規定する者が管理するものを除く。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 大規模地震対策特別措置法第二条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織に関すること。
 - 二 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。
 - 三 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関すること。
 - 四 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害の発生防止又は軽減を図るための応急対策に関すること。
 - 五 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関すること。
 - 六 大規模な地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。
- 5 強化地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第四項において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定する防火対象物のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第五条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
 - 二 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること。
 - 三 南海トラフ地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。
- 7 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。
- 8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域（次項及び第四条第六項において「推進地域」という。）に所在する令第一条の二第三項第一号に規定

(参考2) 関係法令

する防火対象物のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第一号、第二号、第十三号、第十四号及び第二十四号に規定する施設（同法第五条第一項に規定する者が管理するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が管理するものに限る。）の防火管理者は、第一項の消防計画に次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
- 二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練の実施に関すること。
- 三 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

9 推進地域の指定の際現に当該地域に所在する前項の施設の防火管理者は、当該指定があつた日から六月以内に、第一項の消防計画に前項各号に掲げる事項を定めるものとする。

10 令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ又は（十六の二）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第三条の二第二項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。

11 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

（防火管理者の選任又は解任の届出）

第三条の二 法第八条第二項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第一号の二の二による届出書によつてしなければならない。

2 前項の届出書には、選任の届出にあつては、防火管理者の資格を証する書面を添えなければならない。

（防災性能の基準の数値等）

第四条の三 令第四条の三第一項の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

- 一 建築物（都市計画区域外のもつぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。）
- 二 プラットホームの上屋
- 三 貯蔵槽そう
- 四 化学工業製品製造装置
- 五 前二号に掲げるものに類する工作物

2 令第四条の三第三項の総務省令で定めるもの（以下「じゆうたん等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 じゆうたん（織りカーペット（だん通を除く。）をいう。）
- 二 毛せん（フェルトカーペットをいう。）
- 三 タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット
- 四 ござ

五 人工芝

六 合成樹脂製床シート

七 前各号に掲げるもののほか、床敷物のうち毛皮製床敷物、毛製だん通及びこれらに類するもの以外のもの

3～7 〔略〕

(応急消火義務者)

第四十六条 法第二十五条第一項の命令で定める者は、傷病、障害その他の事由によつて消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行うことができない者を除き、次に掲げる者で、火災の現場にいるものとする。

一 火災を発生させた者

二 火災の発生に直接関係がある者

三 火災が発生した消防対象物の居住者又は勤務者